

令和5年6月18日執行
神崎町長選挙
神崎町議会議員一般選挙
公費負担の手引き

選挙運動用自動車の使用

選挙運動用ポスターの作成

選挙運動用ビラの作成

神崎町選挙管理委員会

はじめに

これまで、町村の選挙においては選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担制度が設けられていませんでしたが、令和2年6月の公職選挙法の一部改正により、令和2年12月12日以降に選挙期日を告示した選挙において、神崎町議会議員及び神崎町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び規程に基づき公費負担制度を適用することになりました。

この手引は、令和5年6月18日執行予定の神崎町長選挙及び神崎町議会議員一般選挙において公費負担を受けようとする場合、候補者と契約の相手方等が行わなければならない手続き等について記述したものです。

目 次

1 公費負担制度とは ······	1
2 公費負担の種類 ······	1
3 対象となる候補者 ······	1
4 公費負担の対象とその限度額について ······	2
5 交付負担の概要 ······	3
6 選挙運動用自動車の使用の公営負担	
(1) ハイヤー契約 ······	4
(2) 個別契約	
i. 選挙運動用自動車の借入 ······	5
ii. 選挙運動用自動車の運転手の雇用 ······	5
iii. 選挙運動用自動車の燃料の供給 ······	7
7 選挙運動用ビラの作成の公営負担 ······	8
8 選挙運動用ポスターの作成の公費負担 ······	9
《参考資料》公費負担契約の印紙税法適用について ······	11
記載例及び参考様式 ······	13
《参考資料》公費負担に関するQ&A ······	47

1 公費負担制度とは

この制度は、候補者の選挙運動に必要な経費の負担を軽減し、立候補の機会均等を図ることを目的に設けられた制度で、候補者と契約業者等との間で交わされた有償契約について、供託物が没収されない候補者に限り、町が契約業者等に規程で定められた限度額の範囲内の額を直接支払う制度です。

2 公費負担の種類

公費負担制度の対象となるものは次の3つです。

- (1) 選挙運動用自動車の使用
- (2) 選挙運動用ビラの作成
- (3) 選挙運動用ポスターの作成

3 対象となる候補者

公費負担制度の対象となる候補者は供託物没収点以上の得票を得た候補者に限られます。供託物を没収される候補者については、すべて自己負担になります。

(参考) 町選挙における供託物の没収点は次の計算式により求められます。

$$\text{有効投票数} \quad : \quad \text{定数 (町長1名、議員10人)} \times 1 / 10$$

4 公費負担の対象とその限度額について

公費負担の対象		公費負担の限度額		①の契約と②の契約は選択	
選挙運動用自動車の使用		① ハイヤー契約 選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額（同一の日については1台に限る。）			
		各日について 64,500円 5日分計 322,500円			
(2) 個別契約		ア 自動車借り入れ契約 選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額（同一の日については1台に限る。）			
		各日について 16,100円 5日分計 80,500円			
		イ 燃料供給の契約 選挙運動用自動車に供給した燃料の代金		契約の相手方が生計を一にする親族である場合には、その者が当該契約に係る業務を業として行う者に限る。	
		5日分計 38,500円 (無投票の場合) 告示日分 7,700円			
		ウ 運転手雇用の契約 選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日について支払う報酬の合計金額（同一の日については1人に限る。）			
		各日について 12,500円 5日分計 62,500円			
ビラの作成		当該候補者を通じて、作成単価（右に示した単価の限度額以内）に作成枚数（右に示した枚数限度以内）を乗じた金額		作成単価 7円73銭／枚 作成枚数（届け出た2種類以内） 議員：1,600枚 町長：5,000枚 【限度額】 議員： $7.73 \times 1,600 = 12,368$ 円 町長： $7.73 \times 5,000 = 38,650$ 円	
ポスターの作成		当該候補者を通じて、作成単価（右に示した単価の限度額以内）に作成枚数（当該選挙のポスター掲示場の数に1.1を乗じて得た額。1未満の端数がある場合には、その端数は、1とする。）を乗じた金額		作成単価 $35,000 + 541 \times 31 \times \text{ポスター掲示場数}$ ポスター掲示場数 (掲示場数18箇所の場合) ··· 単価2,486円 【限度額】 $2,486 \times 20 = 49,720$ 円	

※無投票となった場合の取扱い

- 選挙運動用自動車の使用について、ハイヤー契約（①）、個別契約の自動車の借り入れ（②ア）及び運転手の雇用（②ウ）は告示日1日分の金額が、燃料供給（②イ）は、告示日1日の使用分が、公費負担の対象となります。
- 選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラの作成については、投票の有無にかかわらず、作成費が公費負担の対象となります。

5 公費負担の概要

(1) 有償契約の有無

公費負担を受けるためには、候補者は契約業者等と規程で定める有償契約を締結し、選挙管理委員会に届け出なければなりません。

なお、無償の場合は、公費負担の対象となりません。

(2) 公費負担金額の範囲

選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスターの作成及び選挙運動用ビラの作成について、それぞれ条例で公費負担の限度額が定められています。この限度額を超える額については、公費負担の対象となりません。

なお、契約した額が公費負担の限度額を下回る場合には、その契約した額が公費負担の対象となります。

(3) 公費負担を受けるための手続き

公費負担が適用される場合は、町長は業者等からの請求に基づき、公費負担の限度額の範囲内の金額を支払うことになりますが、この経費の支払いには、一定の書類が必要です。次項以降をご確認の上、必要な手続きを行ってください。

(4) 公費負担の適用範囲

公費負担を受けるためには、供託物を没収されないことが条件になります。

候補者に係る供託物が没収される場合は、公費負担の対象となりません。

供託物の没収は、候補者の得票数が一定の数（これを「供託物没収点」といいます。）に達しないときとされ、次の計算式により算出します。また、このほか、候補者が当該候補者たることを辞した場合等も没収されます。（法第93条）

$$\text{供託物没収点} = \frac{\text{有効投票の総数}}{\text{定数(町長1名、議員10名)}} \times \frac{1}{10}$$

例えば、有効投票総数が3,378票の場合は、上記の計算式で計算すると供託物没収点は町長：337.8票、議員：33.78票になります。

（注）供託物没収点は、有効投票数により変わりますので、上記の供託物没収点はあくまでも参考としてください。

6. 選挙運動用自動車の使用の公費負担

契約の形態には、ハイヤー契約、個別契約の2とおりあります。

同じ日に両方の契約をする場合には、候補者の指定する、いずれか一方の契約が公費負担の対象となります。

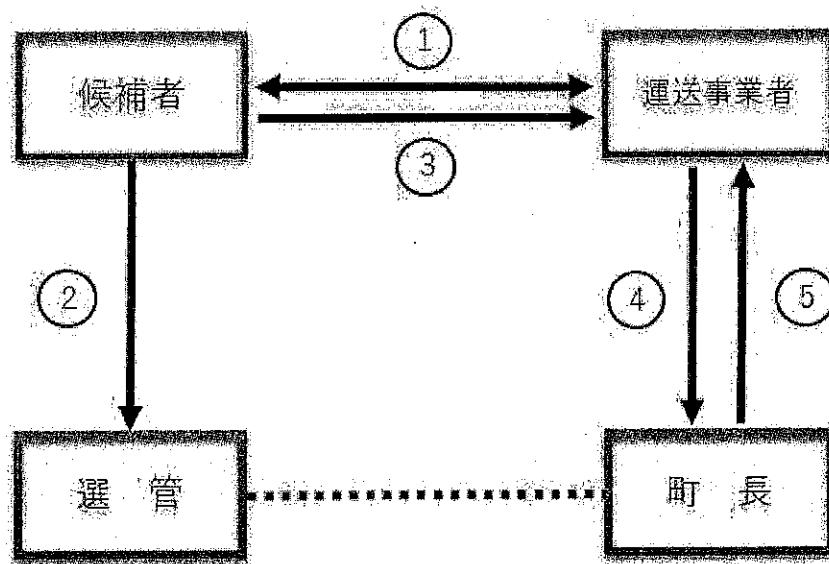
また、いずれの契約についても、実際に選挙運動用として使用した自動車についてのみ公費負担の対象となるため、無投票の場合には、告示日1日分の経費が公費負担の対象となります。

(1) ハイヤー契約

道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者（自動車、燃料、運転手込みで旅客を運送する事業の免許を受けた業者。以下「運送事業者」という。）と有償契約を締結する方法です。

公費で負担する金額は、1日1台64,500円の範囲内で、立候補の届出をした日から選挙の期日までの使用した場合の公費負担の限度額は、
64,500円×5日=322,500円となります。

【選挙運動用自動車の使用（ハイヤー契約）の公費負担の流れ】



① 候補者と運送事業者が、有償契約を締結します。

契約書は参考様式1を参考に作成してください。

② 候補者は、①の契約を締結した後、直ちに（立候補の届出前に契約を締結

したときには、立候補の届出後直ちに）選挙運動用自動車の使用の契約届出書

（様式第1号その1）に契約書の写しを添えて選挙管理委員会に届け出てください。

- ③ 候補者は、選挙運動用自動車を使用したときは、選挙運動用自動車使用証明書（様式第4号その1：自動車）を運送事業者に提出してください。
- ④ 運送事業者は、選挙の期日後速やかに町長あてに所定の経費を請求して下さい。ただし、供託物が没収された候補者の経費については、公費負担の対象とならないため請求することができません。
- 請求は、請求書（様式第7号その1：選挙運動用自動車の使用）に請求内訳書（別紙その1：自動車）と③の候補者から提出された選挙運動用自動車使用証明書（自動車）を添えて行って下さい。
- ⑤ 請求書の内容を確認後、町長から運送事業者に経費を支払います。

（2）個別契約

選挙運動用自動車の借り入れ、燃料の供給、運転手の雇用を個別に契約する方法です。なお、候補者と生計を一にする親族（当該契約に係る業務を業として行う者を除く。）と契約する場合は、公費負担の対象となりません。

i. 選挙運動用自動車の借り入れ

有償契約を締結し、選挙運動用自動車を借り入れるときは、次の額の範囲内で公費負担の対象となります。

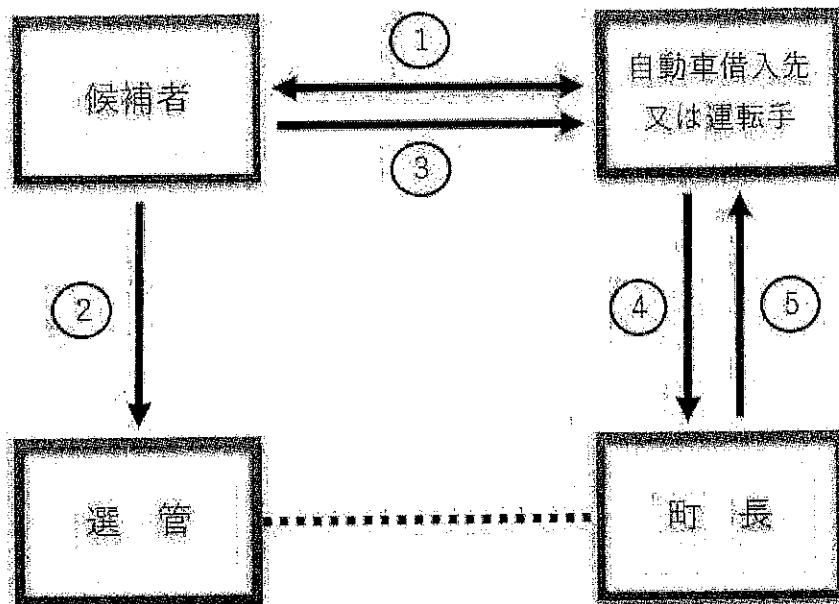
公費で負担する金額は、1日1台16, 100円の範囲内で、立候補の届出をした日から選挙の期日の前日まで使用した場合の公費負担の限度額は
16, 100円 × 5日 = 80, 500円となります。

ii. 選挙運動用自動車の運転手の雇用

有償契約を締結し、選挙運動用自動車の運転手を雇用するときは、次の額の範囲内で公費負担の対象となります。運転手個人との契約に限られ、法人との運転手の派遣契約によるものは公費負担の対象となりません。

公費で負担する金額は、1日1人12, 500円の範囲内であり、立候補の届出をした日から選挙の期日の前日まで雇用した場合の公費負担の限度額は、
12, 500円 × 5日 = 62, 500円となります。

【選挙運動用自動車の借り入れ及び運転手の雇用の公費負担の流れ】



① 候補者は、選挙運動用自動車を借り入れる場合は自動車の借入先と、選挙運動用自動車の運転手を雇用する場合は運転手と有償契約を締結します。

自動車の借り入れの契約書は参考様式2を参考に作成してください。

運転手の雇用の契約書は参考様式4を参考に作成してください。

② 候補者は、①の契約を締結した後、直ちに（立候補の届出前に契約を締結したときには、立候補の届出後直ちに）選挙運動用自動車の使用の契約届出書（様式第1号その1）に次の書類を添えて選挙管理委員会に届け出してください。

自動車の借り入れの場合 契約書の写し、自動車検査証

運転手の雇用の場合 契約書の写し

③ 候補者は、選挙運動用自動車を使用したとき、又は運転手を雇用したときは、次の書類（様式第4号）を業者等に提出してください。

自動車の借り入れの場合 選挙運動用自動車使用証明書（その1：自動車）

運転手の雇用の場合 選挙運動用自動車使用証明書（その3：運転手）

④ 契約業者等は、選挙の期日後速やかに町長あてに所定の経費を請求して下さい。ただし、供託物が没収された候補者の経費については、公費負担の対象とならないため請求することはできません。

請求は、請求書（様式第7号その1：選挙運動用自動車の使用）に、③の候補者

から提出された選挙運動用自動車使用証明書と次の書類を添えて行って下さい。

自動車の借り入れの場合 請求内訳書（別紙その2（1）：自動車の借り入れ）

運転手の雇用の場合 請求内訳書（別紙その2（3）：運転手）

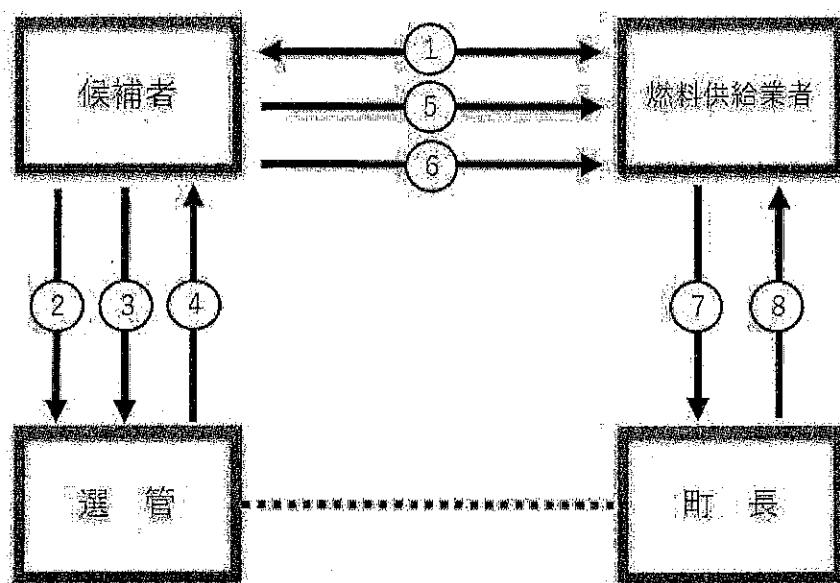
⑤ 請求書の内容を確認後、町長から契約相手方に経費を支払います。

iii. 選挙運動用自動車の燃料の供給

有償契約を締結し、選挙運動用自動車の燃料の供給を受けるときは、次の額の範囲内で公費負担の対象となります。

公費で負担する金額は、立候補の届出をした日から選挙の期日の前日までの日数に7,700円を乗じて得た金額（告示日に届け出た場合、 $7,700\text{円} \times 5\text{日} = 38,500\text{円}$ ）となります。

【選挙運動用自動車の燃料の供給の公費負担の流れ】



- ① 候補者は燃料供給業者と有償契約を締結します。

契約書は参考様式3を参考に作成してください。

- ② 候補者は、①の契約を締結した後、直ちに（立候補の届出前に契約を締結したときには、立候補の届出後直ちに）契約届出書（様式第1号その1）に契約書の写しを添えて選挙管理委員会に届け出てください。

- ③ 候補者は燃料供給業者ごとに自動車燃料代確認申請書（様式第2号その1）を選挙管理委員会に提出してください。

- ④ 選挙管理委員会は、③で提出された申請書の内容を確認した後、候補者に確認書を交付します。

- ⑤ 候補者は、④で交付された確認書を燃料供給業者に提出してください。

- ⑥ 候補者は、燃料の供給を受けたときは、燃料の供給を受けた日付、自動車ナンバー、燃料の供給量及び金額が記載された給油伝票の写しを必ず燃料供給業者から受領し、保管してください。

また、供給最終日以降に選挙運動用自動車使用証明書（様式第4号その2：燃料）を燃料供給業者ごとに作成し、業者に提出してください。

⑦ 燃料供給業者は、選挙の期日後、速やかに町長あてに所定の経費を請求して下さい。ただし、供託物が没収される候補者のものについては、町長に請求することができません。

請求は、請求書（様式第7号その1：選挙運動用自動車の使用）に請求内訳書（別紙その2（2）：燃料代）、⑥の候補者から提出された選挙運動用自動車使用証明書（燃料）、⑤の確認書、給油伝票の写しを添付して行ってください。

⑧ 請求書の内容を確認後、町長から燃料供給業者に経費を支払います。

7. 選挙運動用ビラの作成の公費負担

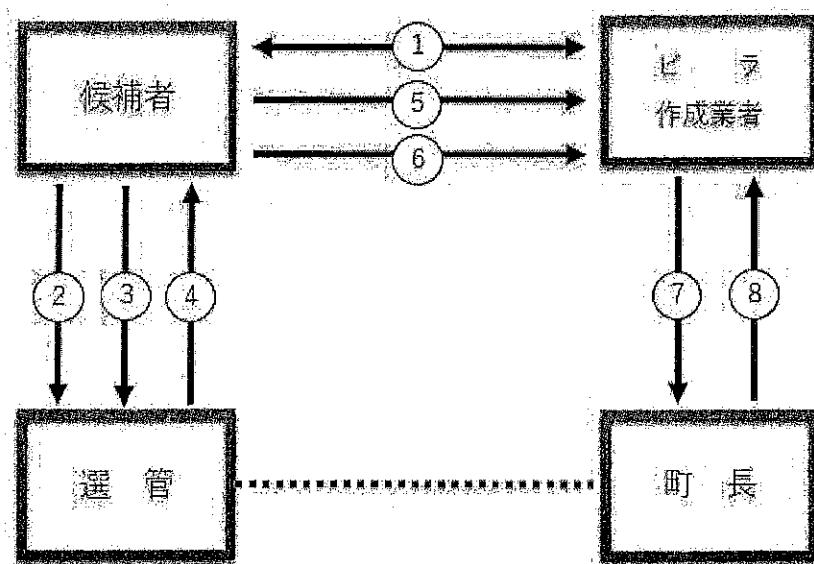
有償契約を締結し、ビラを作成するときは、次の範囲内で公費負担の対象となります。

公費で負担する金額は、ビラ1枚当たりの作成単価×確認枚数（作成枚数の限度）となります。ですが、作成単価、作成枚数についてそれぞれ公費負担の限度が設けられています。

ア. 作成単価の限度 1枚あたり7円73銭

イ. 作成枚数の限度 選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ
議員：1,600枚、町長：5,000枚

【選挙運動用ビラの作成の公費負担の流れ】



① 候補者は、ビラ作成業者と有償契約を締結します。

契約書は参考様式5を参考に作成してください。

② 候補者は、①の契約を締結した後、直ちに（立候補の届出前に契約を締結したときには、立候補の届出後直ちに）ビラ作成契約届出書（様式第1号その2）に契約書の写しを添えて選挙管理委員会に届け出してください。

- ③ 候補者は、公費負担の適用を受けようとするビラの作成について、公費負担の対象となる枚数の範囲内であることの確認を受けるため、ビラ作成業者ごとにビラ作成枚数確認申請書（様式第3号その2）を選挙管理委員会に提出してください。
- ④ 選挙管理委員会は、③で提出された申請書の内容を確認した後、候補者に確認書を交付します。
- ⑤ 候補者は、④で交付された確認書をビラ作成業者に提出してください。
- ⑥ 候補者は、ビラ作成証明書（様式第5号）をビラ作成業者に提出してください。
- ⑦ ビラ作成業者は、選挙の期日後速やかに町長あてに所定の経費を請求して下さい。ただし、供託物が没収される候補者のものについては、町長に請求することができません。
請求は、請求書（様式第7号その2：ビラの作成）に請求内訳書（別紙：ビラの作成）、⑤の確認書、⑥の候補者から提出されたビラ作成証明書及び納品を証する書類を添えて行ってください。
- ⑧ 請求書の内容を確認後、町長からビラ作成業者に経費を支払います。

8. 選挙運動用ポスターの作成の公費負担

有償契約を締結し、ポスターを作成するときは、次の範囲内で公費負担の対象となります。

公費で負担する金額は、ポスター1枚当たりの作成単価×確認枚数（作成枚数の限度）となります。作成単価、作成枚数についてそれぞれ公費負担の限度が設けられています。

ア. 作成単価の限度

次の計算式により求められる金額が単価の限度になります。

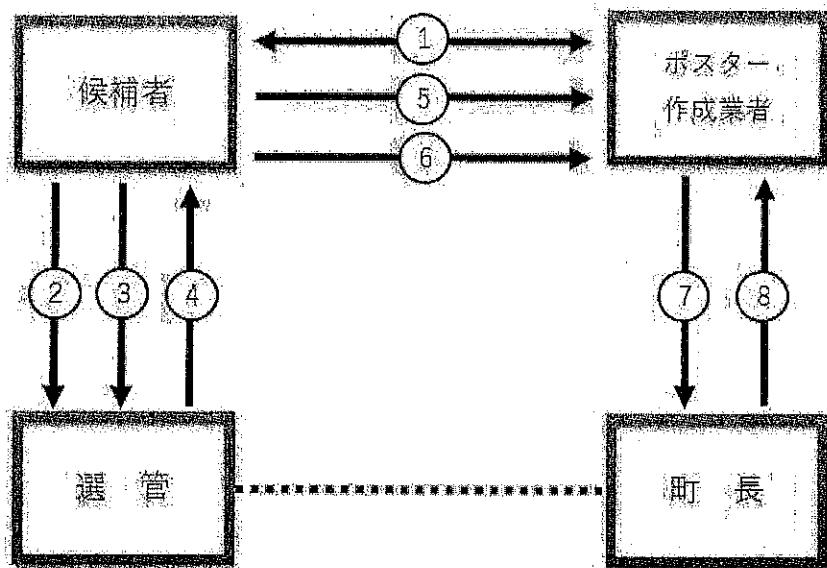
$$\frac{35,000\text{円} + 541\text{円}31\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}}$$

（参考）ポスター掲示場数が18ヶ所の場合の作成単価の限度 2,486円

イ. 作成枚数の限度

ポスター掲示場の数（町内18ヶ所）に1.1を乗じて得た数（端数は1とする）20枚

【選挙運動用ポスターの作成の公費負担の流れ】



- ① 候補者は、ポスター作成業者と有償契約を締結します。
契約書は参考様式 6 を参考に作成してください。
- ② 候補者は、①の契約を締結した後、直ちに（立候補の届出前に契約を締結したときには、立候補の届出後直ちに）ポスター作成契約届出書（様式第 1 号その 3）に契約書の写しを添えて選挙管理委員会に届け出してください。
- ③ 候補者は、公費負担の適用を受けようとするポスターの作成について、公費負担の対象となる枚数の範囲内であることの確認を受けるため、ポスター作成業者ごとにポスター作成枚数確認申請書（様式第 2 号その 3）を選挙管理委員会に提出してください。
- ④ 選挙管理委員会は、③で提出された申請書の内容を確認した後、候補者に確認書を交付します。
- ⑤ 候補者は、④で交付された確認書及びポスター作成証明書（様式第 6 号）をポスター作成業者に提出してください。
- ⑥ ポスター作成業者は、選挙の期日後速やかに町長あてに所定の経費を請求して下さい。ただし、供託物が没収される候補者のものについては、町長に請求することができません。
請求は、請求書（ポスターの作成）（様式第 7 号その 3）に請求内訳書（別紙：ポスターの作成）、⑤の確認書及び候補者から提出されたポスター作成証明書及び納品を証する書類を添えて行ってください。
- ⑦ 請求書の内容を確認後、町長からポスター作成業者に経費を支払います。

« 参考資料 »

○ 公費負担契約の印紙税法適用について

選挙運動 用自動車	ハイヤー契約		印紙税法別表第1 1-4 運送に関する契約書 1万円以上 10万円以下のもの 200 円 10万円超～ 50万円以下 400 円 50万円超～100万円以下 1,000 円
	自動車借入		物品の貸し借りは印紙税法の対象外
	燃料供給		単価契約は 3 ヶ月以内は印紙税法の対象外
	個別契約 運転手雇用		雇用契約であれば印紙税法の対象外 ただし、運転手が運送業の個人事業主であれば、上記「印紙税法別表第1 1-4 運送に関する契約書」に該当する
ビラの作成		印紙税法別表第1 2 請負に関する契約書 1万円以上 100円円以下のもの 200 円	
ポスターの作成		印紙税法別表第1 2 請負に関する契約書 1万円以上 100万円以下のもの 200 円	

記載例及び参考様式

1. 記載例

- ① 様式第1号（その1）選挙運動用自動車の使用の契約届出書（ハイヤー）
- ② 様式第1号（その1）選挙運動用自動車の使用の契約届出書（個別）
- ③ 様式第1号（その2）選挙運動用ビラ作成契約届出書（議員）
- ④ 様式第1号（その2）選挙運動用ビラ作成契約届出書（町長）
- ⑤ 様式第1号（その3）選挙運動用ポスター作成契約届出書
- ⑥ 様式第2号（その1）選挙運動用自動車燃料代確認申請書
- ⑦ 様式第2号（その2）選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書（議員）
- ⑧ 様式第2号（その2）選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書（町長）
- ⑨ 様式第2号（その3）選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書
- ⑩ 様式第4号（その1）選挙運動用自動車使用証明書（自動車）
- ⑪ 様式第4号（その2）選挙運動用自動車使用証明書（燃料）
- ⑫ 様式第4号（その3）選挙運動用自動車使用証明書（運転手）
- ⑬ 様式第5号 選挙運動用ビラ作成証明書（議員）
- ⑭ 様式第5号 選挙運動用ビラ作成証明書（町長）
- ⑮ 様式第6号 選挙運動用ポスター作成証明書
- ⑯ 様式第7号（その1）請求書（選挙運動用自動車の使用）
- ⑰ （別紙）その1 請求内訳書（ハイヤー契約）
- ⑱ （別紙）その2 請求内訳書（1）自動車の借入れ
- ⑲ （別紙）その2 請求内訳書（2）燃料代
- ⑳ （別紙）その2 請求内訳書（3）運転手
- ㉑ 様式第7号（その2）請求書（選挙運動用ビラの作成）議員
- ㉒ （別紙） 請求内訳書 議員
- ㉓ 様式第7号（その2）請求書（選挙運動用ビラの作成）町長
- ㉔ （別紙） 請求内訳書 町長
- ㉕ 様式第7号（その3）請求書（選挙運動用ポスターの作成）
- ㉖ （別紙） 請求内訳書

2. 参考様式

- ① 参考様式1：選挙運動用自動車運送契約書（ハイヤー契約）
- ② 参考様式2：選挙運動用自動車賃貸借契約書（個別契約）
- ③ 参考様式3：選挙運動用自動車燃料供給契約書（個別契約）
- ④ 参考様式4：選挙運動用自動車運転手雇用契約書（個別契約）
- ⑤ 参考様式5：選挙運動用ビラ作成業務契約書（議員）
- ⑥ 参考様式5：選挙運動用ビラ作成業務契約書（町長）
- ⑦ 参考様式6：選挙運動用ポスター作成業務契約書

記載例

様式第1号（第1条関係）

(その1)

選舉期日の告示日以降であること

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

令和5年6月13日

神崎町選挙管理委員会委員長 宛て

令和5年6月18日執行 神崎町議会議員一般選挙

候補者 甲野 太郎 

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		運送契約期間	運送契約金額	
令和5年6月〇日	神崎町〇〇 〇〇番地 〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇			

2 1に掲げる場合以外の場合

項目区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
			借入期間等	契約金額	
自動車の借入れ					
運転手の雇用					
燃料代					

備考

- 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記入してください。
- 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。

記載例

様式第1号（第1条関係）
(その1)

選挙期日の告示日以降であること

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

令和5年6月13日

神崎町選挙管理委員会委員長 宛て

令和5年6月18日執行 神崎町議会議員一般選挙
候補者 甲野 太郎 

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		運送契約期間	運送契約金額	
令和年月日				

2 1に掲げる場合以外の場合

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名 称及び住所並びに法人にあ つてはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
			借入期間等	契約金額	
自動車の 借 入 れ	令和5年6月〇日	神崎町〇〇 〇〇番地 〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇	令和5年6月13日 ～ 令和5年6月17日	1日1台 16, 100円以内	
				契約書に記載した内容と一致すること	
運 転 手 の 雇 用	令和5年6月〇日	神崎町〇〇 〇〇番地 代表取締役 〇〇 〇〇	令和5年6月13日 ～ 令和5年6月17日	1日あたり 12, 500円以内	
				契約書に記載した内容と一致すること	
燃 料 代	令和5年6月〇日	神崎町〇〇 〇〇番地 〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇	成田〇〇〇 ※〇〇-〇〇	1日あたり 7, 700円以内	1往復あたり 〇〇〇円
				契約書に記載した内容と一致すること	

備考

- 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記入してください。
- 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。

記載例

(その2)

選挙運動用ビラ作成契約届出書

選挙期日の告示日以降であること

令和5年6月13日

神崎町選挙管理委員会委員長 宛て

令和5年6月18日執行 神崎町議会議員一般選挙
候補者 甲野 太郎 (印)

次のとおり選挙運動用ビラの作成契約を締結したので届け出ます。

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和5年6月〇日	神崎町〇〇 〇〇番地 〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇	1,600枚	12,368円	
	契約書に記載した内容と一致すること			

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

記載例

(その2)

選挙期日の告示日以降であること

選挙運動用ビラ作成契約届出書

令和5年6月13日

神崎町選挙管理委員会委員長 宛て

令和5年6月18日執行 神崎町長選挙

候補者 甲野 太郎 (印)

次のとおり選挙運動用ビラの作成契約を締結したので届け出ます。

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和5年6月〇日	神崎町〇〇 〇〇番地 〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇	5,000枚	38,650円	
	契約書に記載した内容と一致すること			

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

記載例

(その3)

選挙期日の告示日以降であること

選挙運動用ポスター作成契約届出書

令和5年6月13日

神崎町選挙管理委員会委員長 宛て

令和5年6月18日執行 神崎町議会議員一般選挙
候補者 甲野 太郎 (印)

次のとおり選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和5年6月〇日	神崎町〇〇 〇〇番地 〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇		契約書に記載した内容と一致する	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

記載例

様式第2号（第2条関係）
(その1)

選挙期日の告示日以降であること

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

令和5年6月13日

神崎町選挙管理委員会委員長 宛て

令和5年6月18日執行 神崎町議會議員一般選挙
候補者 甲野 太郎

次の選挙運動用自動車燃料代につき、神崎町議會議員選挙及び神崎町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

1 契約年月日 令和5年6月●日

契約書と一致すること

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

契約書と一致すること

3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号

4 確認申請金額 38,500円

確認申請が1回限りのときは、前回までの累計金額欄は斜線を引くこと

確認申請が1回限りのときは、限度額を記入

区分	購入金額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累積金額 (a)		
今回の購入金額 (b)	38,500円	38,500円
燃料代計 (a) + (b)	38,500円	38,500円
備考		

備考

- この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に作成し、候補者から神崎町選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額を含めて記載してください。

記載例

(その2)

選挙期日の告示日以降であること

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

令和5年6月13日

神崎町選挙管理委員会委員長宛て

令和5年6月18日執行 神崎町議会議員一般選挙
候補者 甲野 太郎

次の選挙運動用ビラ作成枚数につき、神崎町議会議員選挙及び神崎町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

1 契約年月日 令和5年6月●日 契約書と一致すること

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
契約書と一致すること

3 確認申請枚数 1,600枚 限度枚数の1,600枚以内

区分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)		
今回の枚数 (b)	1,600枚	1,600枚
枚数計 (a) + (b)	1,600枚	1,600枚
備考	確認申請が1回限りのときは、前回までの累計金額欄は斜線を引くこと	

備考

- この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から神崎町選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、選挙運動用ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

記載例

(その2)

選挙期日の告示日以降であること

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

令和5年6月13日

神崎町選挙管理委員会委員長 宛て

令和5年6月18日執行 神崎町長選挙

候補者 甲野 太郎 (印)

次の選挙運動用ビラ作成枚数につき、神崎町議会議員選挙及び神崎町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

- 1 契約年月日 令和5年6月●日 契約書と一致すること
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
契約書と一致すること
- 3 確認申請枚数 5, 000枚 限度枚数の1,600枚以内

区分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)		
今回の枚数 (b)	5, 000枚	5, 000枚
枚数計 (a) + (b)	5, 000枚	5, 000枚
備考	確認申請が1回限りのときは、前回までの累計金額欄は斜線を引くこと	

備考

- この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から神崎町選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、選挙運動用ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

記載例

(その3)

選挙期日の告示日以降であること

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

令和5年6月13日

神崎町選挙管理委員会委員長 宛て

令和5年6月18日執行 神崎町議会議員一般選挙
候補者 甲野 太郎 (印)

次の選挙運動用ポスター作成枚数につき、神崎町議会議員選挙及び神崎町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

1 契約年月日

令和5年6月●日

契約書と一致すること

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

契約書と一致すること

3 確認申請枚数

20枚

限度枚数の20枚以内

区分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)		
今回の枚数 (b)	20枚	20枚
枚数計 (a) + (b)	20枚	20枚
備考		確認申請が1回限りのときは、前回までの累計金額欄は斜線を引くこと

備考

- この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から神崎町選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、選挙運動用ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

使用の最終日以降の日付であること

令和5年6月17日

令和5年6月18日執行 神崎町議会議員一般選挙

候補者 甲野 太郎 

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

運送等契約区分 (該当する方の番号に ○をしてください。)	1	一般乗用旅客自動車運送 事業者との運送契約によ る場合	2	左に掲げる場合 以外の場合
運送事業者等の氏名又は名称及び住 所並びに法人にあってはその代表者 の氏名		●●●株式会社 神崎町●● ●●番地 代表取締役 ●● ●●		契約書と一致すること
車種及び自動車登録番 号又は車両番号		運送等年月日	運送等金額	備 考
普通乗用自動車 成田●●● ※ ●●●●		令和5年6月13日	64,500円	
"		令和5年6月14日	64,500円	
"		令和5年6月15日	64,500円	
"		令和5年6月16日	64,500円	
"		令和5年6月17日	64,500円	

備考

契約書と一致すること

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 2 運送事業者等が神崎町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、神崎町に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
 - (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円
 - (2) (1)以外の場合 16,100円
- 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1の契約に限られていますので、その指定をした1の契約のみについて記載してください。
- 6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 7 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、神崎町に支払を請求することはできません。

記載例

(その2)

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

供給の最終日以降の日付であること

令和5年6月17日

令和5年6月18日執行 神崎町議会議員一般選挙
候補者 甲野 太郎 印

次のとおり選挙運動用自動車の燃料を使用したものであることを証明します。

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	●●●株式会社 神崎町●● ●●番地 代表取締役 ●● ●●	契約書と一致すること		
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備 考
令和5年6月13日	普通乗用自動車 成田●●● ※ ●●●●	50 ℥	7, 700円	
令和5年6月14日	〃	50 ℥	7, 700円	
令和5年6月15日	〃	50 ℥	7, 700円	
令和5年6月16日	〃	50 ℥	7, 700円	
令和5年6月17日	〃	50 ℥	7, 700円	

請求書に添付する給油伝票と合致すること

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、候補者から給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4桁以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 4 燃料供給業者が神崎町に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- 5 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、神崎町に支払を請求することはできません。
- 6 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

(その3)

記載例

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

雇用の最終日以降の日付であること

令和5年6月17日

令和5年6月18日執行 神崎町議会議員一般選挙
候補者 甲野 太郎 

次のとおり選挙運動用自動車の運転手を使用したものであることを証明します。

運転手の氏名及び住所	●● ●● 神崎町●● ●●番地	契約書と一致すること
雇用年月日	報酬の額	備考
令和5年6月13日	12,500円	
令和5年6月14日	12,500円	
令和5年6月15日	12,500円	
令和5年6月16日	12,500円	
令和5年6月17日	12,500円	

契約書と一致すること

備考

- 1 この証明書は、使用的実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 「備考」欄には、選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を使用した日ごとに記載してください。
- 3 運転手が神崎町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 4 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、神崎町に支払を請求することはできません。
- 5 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
- 6 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 7 候補者の指定した運転手以外の運転手は、神崎町に支払を請求することはできません。

記載例

様式第5号（第4条関係）

選挙運動用ビラ作成証明書

契約履行後の日付

令和5年6月17日

令和5年6月18日執行 神崎町議会議員一般選挙

候補者 甲野 太郎 (印)

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあってはその代表者の氏名	●●●株式会社 神崎町●●○○番地 代表取締役 ●● ●●
作成枚数	1, 600枚 契約書と一致すること
作成金額	12, 368円
備考	

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- ビラ作成業者が神崎町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、神崎町に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は次のとおりです。
 - 枚数 神崎町議会議員選挙 1, 600枚 神崎町長選挙 5, 000枚
 - 限度額 7円73銭（単価）×(1)の枚数=限度額

記載例

様式第5号（第4条関係）

選挙運動用ビラ作成証明書

契約履行後の日付

令和5年6月17日

令和5年6月18日執行 神崎町長選挙

候補者 甲野 太郎 

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあってはその代表者の氏名	●●●株式会社 神崎町●●○○番地 代表取締役 ●● ●●
作 成 枚 数	5, 000枚
作 成 金 額	契約書と一致すること 38, 650円
備 考	

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- ビラ作成業者が神崎町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、神崎町に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は次のとおりです。
 - 枚 数 神崎町議会議員選挙 1, 600枚 神崎町長選挙 5, 000枚
 - 限度額 7円73銭（単価）×(1)の枚数=限度額

選挙運動用ポスター作成証明書

記載例

契約履行後の日付

令和5年6月17日

令和5年6月18日執行 神崎町議会議員一般選挙
候補者 甲野 太郎 (印)

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	●●●株式会社 神崎町●●〇〇番地 代表取締役 ●● ●●
作 成 枚 数	20枚
作 成 金 額	限度額以下の場合は、実数 49,720円
当該選挙のポスター掲示場数	18箇所

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が神崎町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、神崎町に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - 枚数 当該選挙のポスター掲示場数に相当する枚数
 - 限度額

541円31銭×ポスター掲示場数+35,000円

=単価(2,486円)

ポスター掲示場数(18)

※1円未満の端数は切上げ

単価×確認された作成枚数=限度額

請 求 書
(選挙運動用自動車の使用)

選挙期日後の日付

令和5年6月19日

神崎町長 宛て

住所（所在地）神崎町〇〇●●●番地
氏名（名称）〇〇 〇〇

印

（法人にあっては、その代表者の氏名も記入する）

神崎町議会議員選挙及び神崎町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

1 請求金額

円

別紙の合計請求金額

2 内訳 別紙請求内訳書のとおり

3 令和5年6月18日執行 神崎町議会議員一般選挙

4 候補者の氏名 甲野 太郎

5 金融機関名、口座名義及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
預金種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義			

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（選挙運動用自動車燃料代の請求の場合には、このほかに選挙運動用自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4桁以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したもの）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、神崎町に支払を請求することはできません。
- この請求書は、一般乗用旅客自動車運送事業者等、燃料供給業者及び運転手について共通です。
- 選挙運動用自動車燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

請　　求　　内　　訳　　書

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約
により選挙運動用自動車を使用した場合)

使用年月日	運送金額（ア）	基準限度額（イ）	請求金額	備考
令和5年6月13日	() 円×1台=円	64,500円×1台=64,500円	円	
令和5年6月14日	() 円×1台=円	64,500円×1台=64,500円	円	
令和5年6月15日	() 円×1台=円	64,500円×1台=64,500円	円	
令和5年6月16日	() 円×1台=円	64,500円×1台=64,500円	円	
令和5年6月17日	() 円×1台=円	64,500円×1台=64,500円	円	
計			円	

契約書の内容と合わせること

備考 「請求金額」欄には、（ア）又は（イ）のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

請求書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との
契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

(1) 自動車の借入れ

使用年月日	借入金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
令和5年6月13日	() 円×1台 = 円	16,100円×1台=16,100円	円	
令和5年6月14日	() 円×1台 = 円	16,100円×1台=16,100円	円	
令和5年6月15日	() 円×1台 = 円	16,100円×1台=16,100円	円	
令和5年6月16日	() 円×1台 = 円	16,100円×1台=16,100円	円	
令和5年6月17日	() 円×1台 = 円	16,100円×1台=16,100円	円	
計			円	

契約書の内容と合わせること

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との
契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

(2) 燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
年 月 日	成田〇〇〇 ※〇〇〇〇	() 円× () ℥ = 円			
年 月 日		() 円× () ℥ = 円			
年 月 日		() 円× () ℥ = 円			
年 月 日		() 円× () ℥ = 円			
年 月 日		() 円× () ℥ = 円			
計		円	38,500円	円	

給油伝票の内容と合わせること

備考

- 「基準限度額」の計欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 「請求金額」の計欄には、(ア) の計欄又は(イ) の計欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び(ア) 欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との
契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

(3) 運転手

雇用年月日	報酬(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
令和5年6月13日	円	12,500円	円	
令和5年6月14日	円	12,500円	円	
令和5年6月15日	円	12,500円	円	
令和5年6月16日	円	12,500円	円	
令和5年6月17日	円	12,500円	円	
計			円	

契約書の内容と合わせること

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

(その2)

記載例

請求書
(選挙運動用ビラの作成)

選挙期日後の日付

令和5年6月19日

神崎町長 宛て

住所 (所在地) 神崎町〇〇●●●番地
氏名 (名称) 〇〇 〇〇 印

(法人にあっては、その代表者の氏名も記入する)

神崎町議会議員選挙及び神崎町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
第8条の規定により、次の金額の支払を請求します。

- 1 請求金額 円 [請求内訳書の請求金額と合うこと]
- 2 内訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和5年6月18日執行 神崎町議会議員一般選挙
- 4 候補者の氏名 甲野 太郎
- 5 金融機関名、口座名義及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
預金種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義			

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、神崎町に支払を請求することはできません。
- この請求書には、作成したビラの見本1枚（2種類の場合には各1枚）を添付してください。

記載例

(別紙)

請求内訳書

候補者 甲野 太郎

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 A	枚数 B	金額 $A \times B = C$	単価 D	枚数 E	金額 $D \times E = F$	単価 G	枚数 H	金額 $G \times H = I$	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	円
1,600		7,73		1,600	12,368		1,600		
契約書の内容と合わせること									

備考

- 1 D欄には、7円73銭を記載してください。
- 2 E欄により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

(その2)

記載例

請求書

(選挙運動用ビラの作成)

選挙期日後の日付

令和5年6月19日

神崎町長宛て

住所(所在地) 神崎町〇〇●●●番地

氏名(名称) 〇〇 〇〇

印

(法人にあっては、その代表者の氏名も記入する)

神崎町議会議員選挙及び神崎町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
第8条の規定により、次の金額の支払を請求します。

1 請求金額 円 請求内訳書の請求金額と合うこと

2 内訳 別紙請求内訳書のとおり

3 令和5年6月18日執行 神崎町長選挙

4 候補者の氏名 甲野 太郎

5 金融機関名、口座名義及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
預金種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義			

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、神崎町に支払を請求することはできません。
- この請求書には、作成したビラの見本1枚(2種類の場合には各1枚)を添付してください。

記載例

請求内訳書

(別紙)

候補者 甲野 太郎

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 A	枚数 B	金額 $A \times B = C$	単価 D	枚数 E	金額 $D \times E = F$	単価 G	枚数 H	金額 $G \times H = I$	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	円
		5,000		7.73	5,000	38,650		5,000	
契約書の内容と合わせること									

備考

- 1 D欄には、7円73銭を記載してください。
- 2 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

(その3)

記載例

請求書
(選挙運動用ポスターの作成)

選挙期日後の日付

令和5年6月19日

神崎町長 宛て

住所 (所在地) 神崎町〇〇●●●番地
氏名 (名称) ○○ ○○ 印

(法人にあっては、その代表者の氏名も記入する)

神崎町議会議員選挙及び神崎町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第
第11条の規定により、次の金額の支払を請求します。

1 請求金額

円

請求内訳書の請求金額と合致すること

2 内訳 別紙請求内訳書のとおり

3 令和5年6月18日執行 神崎町議会議員一般選挙

4 候補者の氏名 甲野 太郎

5 金融機関名、口座名義及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
預金種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義			

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、神崎町に支払を請求することはできません。

請求内訳書

候補者 甲野 太郎

ポスター 掲示場数	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価 A	枚数 B	金額 $A \times B = C$	単価 D	枚数 E	金額 $D \times E = F$	単価 G	枚数 H	金額 $G \times H = I$	
箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
18			2,486	20	49,720			20		

※本証書の内容と合わせること

備考

- 1 「ポスター掲示場数」の欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の「当該選挙のポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。

- 2 D欄には、次により算出された額を記載してください。

$$\frac{541\text{円}31\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数} + 35,000\text{円}}{\text{ポスター掲示場数 (18) }} = \text{単価 (2,486円)}$$

※1円未満の端数は切り上げ

- 3 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。

- 4 G欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

- 5 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

選挙運動用自動車運送契約書

記載例

(ハイヤー契約)

印 紙 印

印 要割印

神崎町議会議員一般選挙候補者 甲野 太郎（以下「甲」という。）と○○○株式会社 代表取締役○○○○（以下「乙」という。）とは、公職選挙法第141条の規定による選挙運動用自動車の運送について、次のとおり契約を締結する。

第1条 この契約の内容は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------------|--|
| (1) 車種及び登録番号
(車両番号) | 普通乗用自動車 成田○○○ ● ○○○○ |
| (2) 使用期間 | 令和5年6月13日～令和5年6月17日 |
| (3) 契約金額 | 322,500円（消費税含む）
(1日64,500円（消費税含む）×5日) |

第2条 この契約に基づく契約金額について、乙は、神崎町議会議員及び神崎町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程に基づき神崎町に請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、契約金額が神崎町に請求する金額を超えたときは、甲がその不足分を支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条に該当し、供託物を没収されることになった場合は、乙は、神崎町に請求できない。

第3号 この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲・乙が協議して定めるものとする。

第4号 この契約を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和5年6月 日

甲 住 所 神崎町神崎本宿163番地
(候補者) 氏 名 甲 野 太 郎 印

乙 所在地 神崎町神崎本宿96番地
(貸主等) 名 称 ○○○株式会社 印
代表取締役 ○○ ○○ 印

選挙運動用自動車賃貸借契約書

記載例

(個別契約)

神崎町議会議員一般選挙候補者 甲野 太郎(以下「甲」という。)と○○○株式会社 代表取締役○○○(以下「乙」という。)とは、公職選挙法第141条の規定による選挙運動用自動車の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

第1条 この契約の内容は、次のとおりとする。

選挙運動期間分が公費支出対象

- (1) 車種及び登録番号 普通乗用自動車 成田○○○ ● ○○○
(車両番号)
- (2) 使用期間 令和5年6月13日～令和5年6月17日
- (3) 契約金額 80,500円(消費税含む)
(1日16,100円(消費税含む)×5日)

第2条 この契約に基づく契約金額について、乙は、神崎町議会議員及び神崎町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程に基づき神崎町に請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、契約金額が神崎町に請求する金額を超えたときは、甲がその不足分を支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条に該当し、供託物を没収されることになった場合は、乙は、神崎町に請求できない。

第3号 この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲・乙が協議して定めるものとする。

第4号 この契約を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和5年6月 日

甲 住 所 神崎町神崎本宿163番地
(候補者) 氏 名 甲 野 太 郎 印

乙 所在地 神崎町神崎本宿96番地
(賃主等) 名 称 ○○○株式会社 印
代表取締役 ○○ ○○ 印

選挙運動用自動車燃料供給契約書

記載例

(個 別 契 約)

神崎町議会議員一般選挙候補者 甲野 太郎(以下「甲」という。)と○○○株式会社 代表取締役○○○(以下「乙」という。)とは、公職選挙法第141条の規定による選挙運動用自動車の燃料の供給について、次のとおり契約を締結する。

第1条 この契約の内容は、次のとおりとする。

- (1) 車種及び登録番号 普通乗用自動車 成田○○○ ● ○○○
(車両番号)
- (2) 供給期間 令和5年6月13日～令和5年6月17日
- (3) 契約単価 150円／ℓ(消費税含む)
- (4) 契約金額 供給期間中の供給総量に契約単価を乗じた額

選挙運動期間内であること

第2条 この契約に基づく契約金額について、乙は、神崎町議会議員及び神崎町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程に基づき神崎町に請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、契約金額が神崎町に請求する金額を超えたときは、甲がその不足分を支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条に該当し、供託物を没収されることになった場合は、乙は、神崎町に請求できない。

第3号 この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲・乙が協議して定めるものとする。

第4号 この契約を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和5年6月 日

甲 住 所 神崎町神崎本宿163番地
(候補者) 氏 名 甲 野 太 郎 印

乙 所在地 神崎町神崎本宿96番地
(燃料供給業者) 名 称 ○○○株式会社 印
代表取締役 ○○ ○○ 印

選挙運動用自動車運転手雇用契約書

記載例

(個別契約)

神崎町議会議員一般選挙候補者 甲野 太郎(以下「甲」という。)と○○○株式会社 代表取締役○○○(以下「乙」という。)とは、公職選挙法第141条の規定による選挙運動用自動車の運転業務について、次のとおり契約を締結する。

第1条 この契約の内容は、次のとおりとする。

(1) 雇用期間 令和5年6月13日～令和5年6月17日

(2) 契約金額 62,500円(消費税含む)

(1日12,500円(消費税含む) × 5日)

選挙運動期間分が公費負担対象

第2条 この契約に基づく契約金額について、乙は、神崎町議会議員及び神崎町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程に基づき神崎町に請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、契約金額が神崎町に請求する金額を超えたときは、甲がその不足分を支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条に該当し、供託物を没収されることになった場合は、乙は、神崎町に請求できない。

第3号 この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲・乙が協議して定めるものとする。

第4号 この契約を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

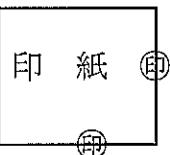
令和5年6月 日

甲 住 所 神崎町神崎本宿163番地
(候補者) 氏 名 甲 野 太 郎

乙 所在地 神崎町神崎本宿96番地
(運転手) 氏 名 ○ ○ ○ ○

選挙運動用ビラ作成業務契約書

記載例



要割印

神崎町議会議員一般選挙候補者 甲野 太郎（以下「甲」という。）と〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、公職選挙法第141条の規定による選挙運動用ビラの作成について、次のとおり契約を締結する。

第1条 この契約の内容は、次のとおりとする。

(1) 規格・作成枚数 ア 規 格 29.7 cm × 21 cm

イ 作成枚数 1,600枚

(2) 納入期限 令和5年6月12日

(3) 契約金額 円（消費税含む）

（1枚 円（消費税含む）×1,600枚）

第2条 この契約に基づく契約金額について、乙は、神崎町議会議員及び神崎町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程に基づき神崎町に請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、契約金額が神崎町に請求する金額を超えたときは、甲がその不足分を支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条に該当し、供託物を没収されることになった場合は、乙は、神崎町に請求できない。

第3号 この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲・乙が協議して定めるものとする。

第4号 この契約を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

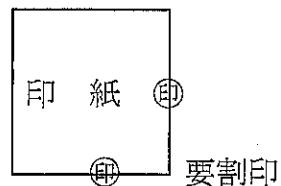
令和5年6月 日

甲 住 所 神崎町神崎本宿163番地
(候補者) 氏 名 甲 野 太 郎 印

乙 所在地 神崎町神崎本宿96番地
(ビラ作成業者) 名 称 〇〇〇株式会社 印
代表取締役 〇〇 〇〇 印

選挙運動用ビラ作成業務契約書

記載例



神崎町長選挙候補者 甲野 太郎（以下「甲」という。）と〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、公職選挙法第141条の規定による選挙運動用ビラの作成について、次のとおり契約を締結する。

第1条 この契約の内容は、次のとおりとする。

(1) 規格・作成枚数 ア 規 格 29.7 cm × 21 cm

イ 作成枚数 5,000枚

作成限度枚数以内の数

(2) 納入期限 令和5年6月12日

(3) 契約金額 円（消費税含む）

（1枚 円（消費税含む）×5,000枚）

第2条 この契約に基づく契約金額について、乙は、神崎町議会議員及び神崎町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程に基づき神崎町に請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、契約金額が神崎町に請求する金額を超えたときは、甲がその不足分を支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条に該当し、供託物を没収されることになった場合は、乙は、神崎町に請求できない。

第3号 この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲・乙が協議して定めるものとする。

第4号 この契約を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

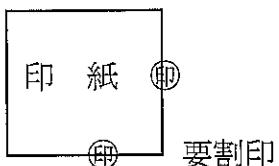
令和5年6月 日

甲 住 所 神崎町神崎本宿163番地
(候補者) 氏 名 甲 野 太 郎 

乙 所在地 神崎町神崎本宿96番地
(ビラ作成業者) 名 称 〇〇〇株式会社 
代表取締役 〇〇 〇〇 

選挙運動用ポスター作成業務契約書

記載例



神崎町議会議員一般選挙候補者 甲野 太郎（以下「甲」という。）と○○○株式会社 代表取締役○○○○（以下「乙」という。）とは、公職選挙法第141条の規定による選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり契約を締結する。

第1条 この契約の内容は、次のとおりとする。

(1) 規格・作成枚数 ア 規 格 42cm×30cm

イ 作成枚数 20枚

掲示場の数18個所×1.1倍

(2) 納入期限 令和5年6月12日

(3) 契約金額 円（消費税含む）

（1枚 円（消費税含む）×20枚）

第2条 この契約に基づく契約金額について、乙は、神崎町議会議員及び神崎町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程に基づき神崎町に請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、契約金額が神崎町に請求する金額を超えたときは、甲がその不足分を支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条に該当し、供託物を没収されることになった場合は、乙は、神崎町に請求できない。

第3号 この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲・乙が協議して定めるものとする。

第4号 この契約を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和5年6月 日

甲 住 所 神崎町神崎本宿163番地
(候補者) 氏 名 甲 野 太 郎 (印)

乙 所在地 神崎町神崎本宿96番地
(ポスター作成業者) 名 称 ○○○株式会社 (印)
代表取締役 ○○ ○○ (印)

《参考資料》

公費負担に関する Q & A

神崎町選挙管理委員会

【共通事項】

Q 1. 選挙運動費用の公費負担制度は、実際に要した費用に関係なく、定額で負担してもらえる制度ですか。

A 1. 公費負担制度は、条例で定める上限額の範囲内で、実際に要した費用を負担する制度です。このため、実際に要した費用が上限額を超えている場合は、上限額までを公費負担し、上限額に満たない場合は、実際に要した費用を公費負担します。

Q 2. 契約締結は、立候補届出日よりも前に行ってもいいですか。

A 2. 問題ありません。契約締結だけでなく、選挙の事前準備は、公費負担制度に関係なく、これまで同様に行うことができます。

Q 3. 使用（作成）証明書を業者に交付するのは、選挙管理委員会に契約届出書を提出後すぐにおこなうべきですか。

A 3. それぞれの契約履行後に行ってください。

使用（作成）証明書は、いずれも実際の使用（作成）に基づき契約業者に交付するものです。このため、契約履行後直ちに作成し、契約業者に交付してください。

【選挙運動用自動車】

Q 1. 公費負担の対象となるのはどんな自動車ですか。

A 1. 主として選挙運動のために使用され、選挙管理委員会が交付する表示物を表示した車両です。候補者 1 人につき 1 台です。

Q 2. 選挙運動用自動車として 1 台、事務所の連絡用に 1 台借りる予定ですが、2 台とも公費負担の対象となりますか。

A 2. 公費負担の対象は、選挙運動用自動車 1 台分のみです。事務所連絡用は対象にはなりません。

Q 3. レンタカー業者が、選挙運動用の看板やスピーカーの取り付けを行い、その費用も含めてレンタル代金として契約した場合、この代金は全て公費負担の対象となりますか。

A 3. 車体本体のみが公費負担の対象となります。
看板費用、スピーカー等の付帯料金が含まれている場合は、車両本体と車両本体以外の費用とを明示した有償契約をする必要があります。
契約書に記載できない場合は、見積書等の内訳明細書に車両本体と車両本体以外の費用がわかるように記載する必要があります。

Q 4. 選挙運動期間前から借り入れたいのですが、その期間も含めた代金を公費負担請求することはできますか。

A 4. 公費負担の対象期間は、立候補届出日から選挙期日の前日までの選挙運動期間です。このため、選挙運動期間前の借入代金分は公費負担の対象外となり、請求はできません。

Q 5. 選挙運動期間の前後の期間を含めて選挙運動用自動車を借入をする場合、契約書に記載する契約期間はどのように記載すればよいですか。

A 5. 選挙運動用自動車の借入に関する契約書に記載する契約期間は、公費負担の対象機関に関係なく、実際の借入期間を記載してください。

Q 6. 月極契約により選挙運動用自動車を借り入れた場合、公費負担請求の対象になる金額はどのようになりますか。

A 6. 自動車借入に対する公費負担制度は、1日当たりの借入金額に対して公費を負担する制度のため、1日当たりの借入金額を明確にして契約することが望ましい。「1ヶ月〇〇万円」といったように、1日当たりの借入金額を設定せずに契約している場合には、契約金額を契約日数で除して算出した1日当たりの金額に、選挙運動期間中に選挙運動用自動車として使用した日数を乗じた金額が対象となります。

Q 7. 選挙運動用自動車をレンタカーの許可業者以外の者から借りることはできますか。

A 7. 公費負担の制度上、自動車の借入については、次のア及びイに該当する場合を除き、契約の相手側の条件は規定されていません。

ア 候補者と生計を一にする親族（当該親族がレンタカー業を営む場合を除く）からの借入

イ ハイヤー契約による借入（自動車の借入、運転手雇用、燃料代を一括で契約）

したがって、自動車修理工場や知人などから借りることができます。

Q 8. 自分の親族の自動車を借りて選挙運動用自動車として使用した場合、契約を締結していれば、公費負担の請求をすることができますか。

A 8. 生計を一にする親族から借りる場合は、公費負担の対象となりません。
ただし、その親族がレンタカー業を営んでいる場合は公費負担の対象となります。

※親族とは、6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族をいいます。

【燃料の供給】

Q 1. 選挙運動用自動車に使用した燃料は全て、公費負担の対象となりますか。

A 1. 選挙運動期間中、選挙運動用自動車 1 台に給油した燃料代が公費負担の対象となります。公費負担額は、選挙運動期間中に給油した燃料代の総額と、選挙運動期間全体での限度額合計を比較して、いずれか低い方の金額となります。事務所の連絡用などの自動車の燃料代は対象になりません。

Q 2. 2 社以上のガソリンスタンドで給油した場合、2 社とも公費負担請求することができますか。

A 2. 請求できます。ただし、いずれの業者との間にも燃料供給契約を締結していることが前提となり、2 社合わせた金額について限度額の範囲内で、公費負担を受けることができます。

Q 3. 燃料供給は、選挙運動期間中に何度も行いますが、給油量、給油金額の記録はどのようにすればいいですか。

A 1. 公費負担請求時には、給油伝票の写しの添付が必要になりますので、必ず選挙運動用自動車に給油した際に受け取った給油伝票を保管してください。

なお、給油伝票には、①給油日、②給油量、③車番（登録番号）、④給油金額が記載されていることが必要です。

【運転手の雇用】

Q 1. 選挙運動期間以外の期間も含めて、運転手の雇用契約をする場合、選挙運動期間以外の期間についても公費負担の対象となりますか。

A 1. 選挙運動期間中のみ公費負担の対象となります。選挙運動期間以外の期間は対象になりません。

Q 2. 選挙運動期間中、複数の運転手と契約する場合は、公費負担の対象となりますか。

A 2. 公費負担の対象は、1日当たり運転手1人です。同一日に運動業務が重ならない場合は、各々が公費負担の対象となります。同一日に複数の運転手が業務につく場合は、候補者が指定するいずれか1人の運転手のみ公費負担の対象となります。

Q 3. 契約した運転手の宿泊代、交通費は、公費負担の対象となりますか。

A 3. 運転手が選挙運動期間中に選挙運動用自動車の運転をした場合に、その

勤務に対し支払う報酬が公費負担の対象となります。したがって、契約に基づく運転業務の報酬以外に支出した経費は対象となりません。

Q 4. 法人と運転手派遣契約を結んだ場合、公費負担の対象になりますか。

A 4. 運転手個人との契約に限り、公費負担の対象となります。法人と運転手派遣契約を締結する場合は公費負担の対象となりません。

【選挙運動用 ビラの作成】

Q 1. 選挙運動用ビラには規格など制約がありますか。

A 1. 選挙運動用ビラについては、次のとおり制約があります

枚数…町長選挙： 5, 000 枚

町議会議員選挙： 1, 600 枚

種類… 2 種類以内

規格…長さ 29.7 cm、幅 21 cm (A4 版) 両面印刷が可能

記載内容：ビラ表面に頒布責任者と印刷者の氏名及び住所を記載しなければなりません。

証紙添付：頒布するビラには、選挙委員会が交付する証紙を貼らなければなりません。

Q 2. 選挙運動用ビラの頒布はどのような方法で行うことができますか。

A 2. 次の場所において頒布することができます。

- ・新聞折り込みによる頒布
- ・候補者の選挙運動事務所内における頒布
- ・個人演説会の会場内における頒布
- ・街頭演説の場所における頒布

Q 3. 選挙運動用ビラと選挙運動用ポスターを一括発注した場合、デザイン料

や写真撮影費はどのように請求すればいいですか。

A 2. 例えば双方の作成枚数により案分するなどの方法が考えられますが、

合理的に説明できる方法で、公費負担の対象経費と対象外費用に区分することが求められます。

なお、このようなことを避けるため個々に契約することをお勧めします。

【選挙運動用ポスターの作成】

Q 1. 公費負担の対象となる選挙運動用ポスターとはどのようなポスターですか。

A 1. 公職選挙法第143条第1項第5号に規定する「ポスター掲示場に掲示

するポスター」が公費負担の対象となります。

Q 2. ポスター作成に関するどのような費用が公費負担の対象となりますか。

A 2. ポスター作成業者と契約を締結して、選挙運動用ポスターを作成した場合

は、公費負担の限度額を超えない範囲で、その作成に要した費用（印刷料、デザイン料、写真撮影費など）が公費負担の対象となります。

ただし、ポスター作成業者以外にデザイン、写真撮影など別途発注した場合は公費負担の対象とはなりません。

Q 3. ポスター作成費用の契約金額が「限度枚数×限度単価」で算出した金額

以内である場合は、契約金額の全額が公費負担の対象となりますか。

A 3. 「作成枚数」及び「作成単価」のそれぞれに限度が定められているため、

全額が公費負担の対象にできない場合があります。

例えば、単価 2,000円で24枚のポスターを作成した場合

条例の限度枚数 20枚×条例の限度単価 2,486円⇒49,720円

実際の作成枚数 24枚×実際の作成単価 2,000円⇒48,000円

公費負担額=限度枚数 20枚×最安単価 2,000円⇒40,000円

となります。